

指定居宅介護・行動援護 契約書

_____様(以下「利用者」という。)と社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会
指定訪問介護事業所(以下「事業者」と略します。)は、利用者が事業者から提供される指
定居宅介護事業・指定行動援護事業(以下「居宅介護等」と略します。)を利用することに
ついて次のとおり契約(以下「本契約」)を締結します。

第1条(契約の目的)

本契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下「障害者
総合支援法」という。)等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参
加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービス
を適切に行うことを定めます。

第2条(契約期間)

この契約の期間は、本契約日から利用者の給付費支給決定期間満了日までとします。
ただし、期間満了日の1箇月前までに利用者又は事業者から何ら意思表示がない場合
は、引き続き次期障がい程度区分の認定有効期間においても同一条件で契約を更新し
たものとみなし、以後も同様とします。

第3条(居宅介護等計画)

- 1 サービス提供責任者は利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じ
て利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基
づき居宅介護計画、行動援護計画(以下「居宅介護等計画」)を作成します。
- 2 居宅介護等計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求
めます。
- 3 居宅介護等計画作成後、定期的に居宅介護等計画実施状況の把握を行い必要に応じて
居宅介護等計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文
書により同意を求めます。

第4条(サービスの内容)

- 1 事業者は、前条に定める居宅介護等計画及び「契約書別紙」兼「重要事項説明書」に
記載されているサービス内容を提供します。尚、個別の契約内容については別紙の通
り契約をします。
- 2 サービス提供は、当事業所の従事者があたります。
- 3 サービス提供に当たっては利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、
利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、生活全般にわたる援

助を適切に行います。

- 4 利用者の意思と実感を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

第5条(利用料金)

- 1 利用者は、介護給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額。但し軽減等の適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、介護給付費等については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。
- 2 事業者は、利用者が介護給付費対象外サービス内容を受ける場合は実費料金を請求します。
- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

第6条(利用料の支払い方法)

- 1 利用者は第5条に定める利用料金を月ごとにお支払い下さい。
- 2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月10日までに送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月25日までにお支払い下さい。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込の場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

第7条(他のサービス提供者との連携)

事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等が実施する事業、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第8条(説明義務)

事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。

第9条(サービス利用のキャンセル)

利用者は、サービス利用のキャンセルについて、サービス利用日の前日の17:00までにご連絡下さい。

第10条(相談及び援助)

事業者は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

第 11 条(健康管理)

- 1 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。
- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

第 12 条(安全配慮義務)

事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体 of 安全確保に配慮し、連絡体制を講じています。

第 13 条(緊急時の援助)

- 1 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。
- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

第 14 条(身体拘束の禁止)

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

第 15 条(虐待防止及び権利擁護)

事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修の実施を講じます。

又、利用者の権利擁護のため、必要に応じて成年後見制度等の利用を支援します。

第 16 条(守秘義務・個人情報の取り扱い)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。
- 2 事業者の職員であった者について、業務上知りえた利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅介護等計画立案のためのサービス担当者会議、並びに関係事業所との連携及び連絡調整、当事業者の管理運営業務、保険請求事務等について必要な場合に限り必要最小限の範囲内で使用します。

第 17 条(苦情解決)

- 1 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「契約書」兼「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。または、「契約書別紙」兼「重要事項説明書」に記載された運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。
- 3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇をしません。

第 18 条(契約の終了)

- 1 利用者は、居宅介護等の利用の契約を終了する場合は 30 日以上予告期間において文書で事業者へ通知することによりこの契約を解除することができます。また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。
 - (1) 事業者若しくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
 - (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30 日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但し利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。
 - (1) 利用者が事業者へ支払うべきサービスの利用料金を 3 ヶ月以上滞納し期間を定め再三催告にもかかわらず支払わない場合
 - (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
 - (3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合。
 - (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合。
 - (5) 利用者が死亡した場合。

第 19 条(損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

第 20 条 (身元保証人)

- 1 事業者は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。
 - (1) 利用者の責により事業者に損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。
 - (2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受入れ先確保に努めること。

第 21 条(協議事項)

契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

【署名・押印の代替】

利用者様等の利便性向上を図るため、署名・押印を求めない事が可能であり、代替手段として、下記のいずれかの方法により支援記録に記載保管することで、ご利用者本人及びご家族代表への説明と同意の確認とさせて頂くことが可能です。

①文書交付の上、支援記録へ記載し保管

下記の説明者からご利用者様等へ説明し、「契約書別紙」兼「重要事項説明書」を交付。

②電磁的記録にて説明の上、支援記録へ記載し保管

動画、録音、メール等による電磁記録による同意・説明。

令和 年 月 日

この契約内容（第16条第3項に定める利用者家族の個人情報使用の同意を含む）に同意し、サービスの利用を申し込みます。

※上記署名・押印の代替により省略も可能

(利用者) 氏名

(家族代表) 氏名

(事業者) 所在地 恵庭市末広町125番地1

事業者（法人）名 社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会

指定訪問介護事業所

代表者職・氏名 会 長 船田 清 印

説明者職・氏名 印